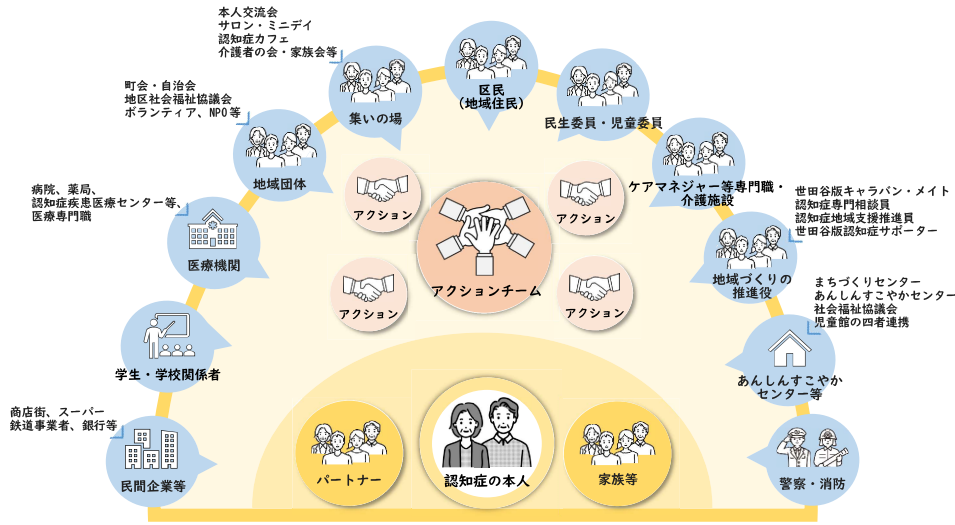


## 地域づくりの展開

区民・地域団体・事業者等が本人とともに協働するアクションを全区的に展開していくことで、条例の基本理念の実現を目指します。

### 地域づくりの展開イメージ図



## 第2期 世田谷区認知症とともに生きる希望計画

### 概要版

令和6年度 ▶ 令和8年度  
(2024年度) (2026年度)

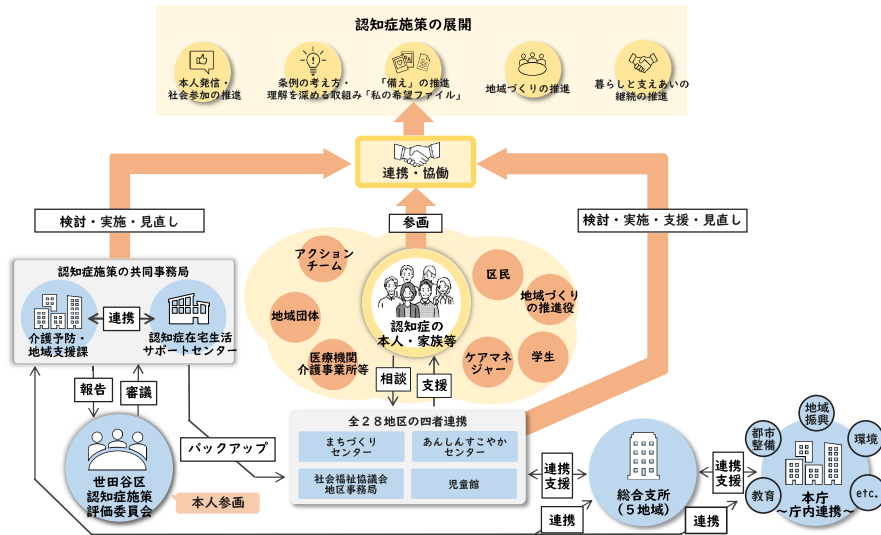
### 世田谷区

令和6年3月  
世田谷区高齢福祉部介護予防・地域支援課  
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27  
TEL: 03-5432-2954 FAX: 03-5432-3085

## 計画の推進体制

高齢福祉部介護予防・地域支援課及び世田谷区認知症在宅生活サポートセンターが共同事務局として、各取組みの内容に応じて、本人や家族、医療・介護・福祉関係者、地域づくりの推進役等と連携・協働するとともに、庁内の関係部署とも連携を深め、区全体で取組みを発展させていきます。

### 推進体制のイメージ図



## 計画の目的

世田谷区認知症とともに生きる希望条例（以下「条例」という。）に掲げる「一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」の実現を目指し、区としての中長期的構想のもと、認知症施策を総合的に推進するため、この計画を策定します。

## 条例の基本理念（条例第3条）

- 本人一人ひとりが自分らしく生きる希望を持ち、どの場所で暮らしていてもその意思と権利が尊重され、本人が自らの力を発揮しながら、安心して暮らし続けることができる地域を作る。
- 区民、地域団体、関係機関及び事業者が認知症に対し深い関心を持ち、自らのことと捉え、参加と協働により、認知症とともにより良く生きていくことができる地域共生社会の実現を図る。

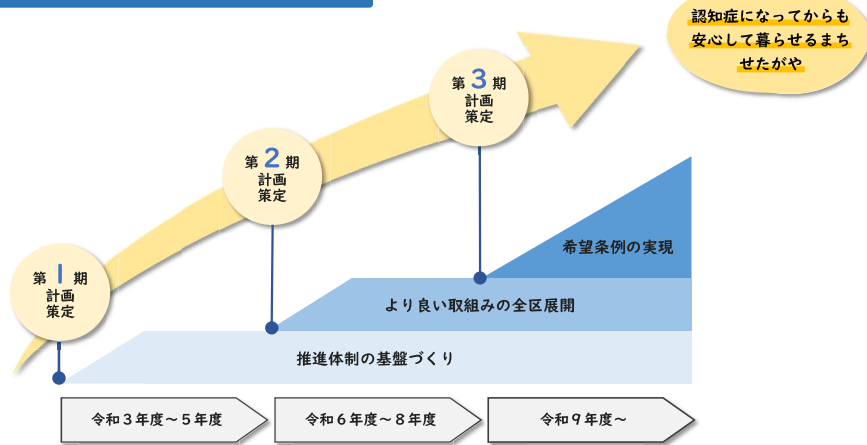
## 第2期計画において目指す将来像（ビジョン）

条例の基本理念が広く浸透し、地区のアクションが全区で展開するとともに、認知症の本人が自らの思いを発信・社会参画しながら、地域とともに希望を持って暮らせるまち

## 計画の期間と進め方

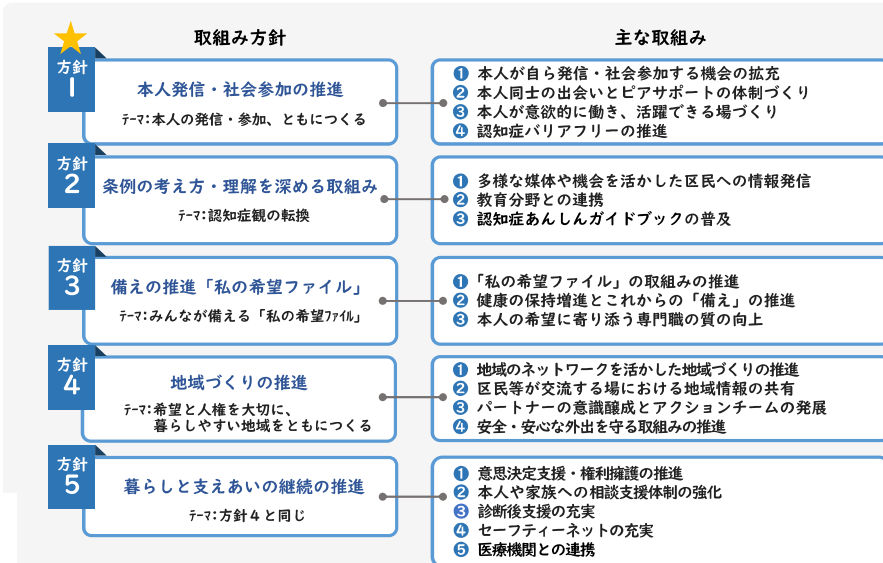
- 令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間の計画とします。
- 条例の基本理念を踏まえ、第1期計画の内容を引き継ぎながら、より良い取組みを全区的に広げます。
- 中長期を見据え、計画を段階的・持続発展的に進めます。

計画の中長期的な展開イメージ図



## 施策の体系

- 第1期計画に掲げた5つの「取組み方針」に基づく4つの「重点テーマ」を継続します。
- 方針1「本人発信・社会参加の推進」を5つの「取組み方針」の要として、他の施策と連動しながら取組みを進めます。



## 第2期計画における特徴的な取組み

### 1 本人発信・社会参画の機会の拡充

本人が自らの思いや体験、希望をオープンにして発信したり、自分の可能性や個性を発揮して地域社会に参画し、活躍できる場や機会を一層広げる取組みを行います。

また、講演会やアクション講座等での本人発信等を通じて、区民の認知症観の転換を図り、条例の基本理念を広めていきます。



### 2 本人が参画したアクションの充実

各地区で始まっているアクションに、より多くの本人が参画し、より良い取組みについて全区で情報共有しながら、全28地区で活動を広げていきます。

また、地域づくりの推進役等との連携・協働により、区全体でアクションチームの取組みを発展させていきます。



### 3 診断後支援・相談体制の強化

認知症診断後の本人や家族等に対し、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）等で相談者に寄り添う対応の充実を図り、気軽に相談できる環境を整えます。

また、地域活動や社会資源等のインフォーマルな情報も案内できる相談支援体制の強化や気軽に集える場づくりに取り組めます。



### 4 専門職や医療機関との連携による認知症ケアの充実

ケアプラン作成等の際に、本人の尊厳と権利を最大限に尊重した意思決定支援が行えるよう、ケアマネジャー等の専門職と、かかりつけ医や認知症サポート医等の医療機関との連携を強化し、条例の考え方を踏まえた認知症ケアの充実を図ります。



## 第2期計画の目標（3年間のマイルストーン）

目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和8年度)
1 条例に掲げる新しい認知症のイメージを持っている人を増やす	38.2%	51.4%
2 認知症になってからも希望を持って暮らせると思う人を増やす	24%	35.4%
3 本人が参画するアクションチームを全28地区に増やす	14地区	全28地区